

e スポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業審査会設置要綱

制定 令和7年7月30日

(趣旨)

第1 この要綱は、東京eスポーツフェスタ実行委員会設置要綱第9条の規定に基づき、eスポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業における審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロ部門 ゲーム開発を行っている都内中小企業、個人事業主及びクリエイターを対象とした部門
- (2) 学生部門 都内在住又は在学中の学生・生徒を対象とした部門

(所掌事務)

第3 審査会は、プロ部門、学生部門の各部門において、一次審査、二次審査及び三次審査（プロ部門のみ）を行うことにより、応募作品の優秀性を審査し、その結果を実行委員会に報告する。

なお、審査基準については別紙のとおりとする。

(組織及び委員長等)

第4 審査会は、eスポーツ関係等の外部有識者5名程度により組織する。

- 2 審査会に委員長をおき、委員長は会務を総括する。
- 3 委員長が、やむを得ない事情により審査会を欠席する場合には、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代理する。

(代理出席)

第5 前項に定める委員が出席できない場合は、委任状（様式1）により、代理人をたてることができる。

(定足数)

第6 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、審査に際し必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(一次審査)

第7 一次審査は、要件を満たした全ての応募案件について、部門ごとに書類審査を行う。審査項目別に評点をつけ、平均点数の高い案件から順位付けを行い、一次審査通過案件をプロ部門は15件程度、学生部門は20件程度選定する。

(二次審査)

第8 二次審査は、一次審査通過者の応募書類及びプレゼン・面接・体験により審査を行う。一次審査通過案件について審査項目別に評点をつけ、平均点数の高い案件から順位付けを行い、プロ部門は二次審査通過案件を3件程度選定する。学生部門も同様のプロセスを経て、合議により、受賞案件を10件程度選定する。また、同点の場合又はその他疑義が生

じた場合は、審査会で調整協議を行い、委員長の判断にて通過案件を確定する。

(三次審査)

第9 三次審査は、プロ部門の二次審査通過者を対象に、東京eスポーツフェスタにおいて来場者投票を行う。二次審査結果及び来場者投票の結果等を踏まえ、二次審査通過案件から、合議により、各賞受賞案件を3件程度選定する。

(事務局)

第10 審査会の事務局は、東京eスポーツフェスタ実行委員会事務局（産業労働局商工部経営支援課内）に置く。事務局は、審査会の開催に関して必要な事務を行うものとする。

2 事務局は、審査会を受託者に運営させることができる。

(運営等)

第11 審査会は、東京eスポーツフェスタ実行委員長が招集する。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の任期)

第12 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 原則として委員の再任は審査委員就任から連続して3年以内とする。

3 委員の職名が変わる場合には、再任について協議するものとする。

(審査会の扱い)

第13 審査会及び審査会に係る資料は、原則として非公開とする。

(秘密の保持)

第14 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とし、外部委員は誓約書（様式2）を東京eスポーツフェスタ実行委員会に提出することとする。

(公正な審査)

第15 審査委員は、公正に審査を執り行う。なお、応募者の中に審査委員の利害関係者が含まれる場合は、当該審査委員は当該応募者の審査を行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和7年7月30日から施行する。

委任状

令和 年度 e スポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業審査会について

(代理人)

職 名

氏 名

上記の者を代理人と定め、審査を委任します。

令和 年 月 日

(委任者)

職 名

氏 名

誓約書

東京eスポーツフェスタ実行委員会委員長 殿

令和 年度eスポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業の審査に際し、
審査上知り得た秘密を厳守すること、また、職を退いた後も同様とすることを誓
約いたします。

令和 年 月 日

所属

役職

住所

氏名

審査基準

e スポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業審査会設置要綱に基づき設置する審査会（以下「審査会」という。）において実施する審査については本基準の定めによる。

1 申請要件確認

次の事項について、申請書類（申請書及び添付書類）を確認したうえで審査に付す。

- (1) 別に定める募集要項（以下「募集要項」という。）の「申請要件」に掲げる資格を有する者であること
- (2) 所定の申請書類を指定の期日までに提出したこと

2 審査項目及び内容

プロ部門	1 独自性・新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のゲームにはない特色を持っているか ・e スポーツのゲームタイトルに相応しい工夫があるか
	2 競技性	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイヤーのスキルや戦略によって結果が左右される要素があるか ・対戦において、ルール・勝敗がわかりやすいか
	3 市場性	<ul style="list-style-type: none"> ・競合と比較して優位性が高いか ・今後の売上が期待できるか
	4 興行性	<ul style="list-style-type: none"> ・競技人口の広がり期待できるか ・観戦者・視聴者が楽しめるような演出などの工夫があるか
	5 継続・発展可能性 (事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業基盤が整備されているか ・経営面での成長が期待できるか
	6 社会的意義 (二次審査のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢・性別・国籍・障がい等の有無に関係なく楽しめる工夫があるか
学生部門	1 独自性・新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のゲームにはない特色を持っているか ・e スポーツのゲームタイトルを意識した工夫がされているか
	2 技術優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・グラフィックやサウンドなど技術的な質が高いか
	3 完成度	<ul style="list-style-type: none"> ・対戦型ゲームとしての完成度が高いか ・安定した動作が見込めるかどうか
	4 熱意・意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・応募作品を作った理由や背景が明確か
	5 有望性 (応募者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームクリエイターに必要なスキル・ノウハウを有しているか

3 評価点

- (1) 各部門の一次審査及び二次審査会における審査項目は1～5の項目とし、各審査項目の評価点は6段階評価とする。各審査項目10点満点とし、合計50点満点とする。
- (2) プロ部門の二次審査においては、審査項目「社会的意義」を別途設け、当該審査項目のみ1段階で評価を行う。10点満点とし、当該審査項目が最も高い案件を特別賞として選定する。
- (3) プロ部門の三次審査においては、二次審査結果（1～5の審査項目の合計点）及び来場者投票の結果に基づき、原則、大賞・優秀賞の順に賞を選定する。来場者投票におけ

る点数は、10点満点とし、全体の投票数に対する当該応募者への投票数を乗じた点数とする。